

一般社団法人 日本ろうあ者卓球協会 ドーピング防止規程

(世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程)

- 第1条 当協会は世界ドーピング防止規程(以下「WADA規程」という。)及び日本ドーピング防止規程(以下「JADA規程」という。)に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うこととなった。
- 2 WADA規程に基づき、当協会は以下の役割及び責任等を担うものとする。
- 1) ドーピング防止方針及び規則がWADA規程及び日本ドーピング防止規程に準拠すること。
 - 2) 国内競技連盟のドーピング防止方針及び規則がWADA規程及びJADA規程に準拠することを加盟又は承認の条件とすること。
 - 3) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」という。)と協力すること。
 - 4) 国内競技連盟に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてデフリンピック競技大会に参加するための条件として、デフリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付けること。
 - 5) WADA規程又はJADA規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - 6) ドーピング防止教育を奨励すること。

(ドーピング防止規程の適用)

第2条 本規程は以下の者に対して適用される。

- 1) 日本ろうあ者卓球協会
 - 2) 競技者
 - 3) 日本代表選手団のメンバー
 - 4) 競技者支援要員
- 2 ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される。

(義務)

第3条 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- 1) 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
 - 2) 検体採取に応ずること。
 - 3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - 4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- 2 当協会に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてデフリンピック競技大会に参加するための条件として、デフリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出すること。
- 3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。
- 1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
 - 2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
 - 3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿

勢を育成すること。

(検査)

第4条 当協会は、WADA規程及びJADA規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む。）が行う検査の分析結果を承認する。

(本規程違反)

第5条 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

- 2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程及びJADA規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

(ドーピング防止規則違反の承認)

第6条 当協会は、全てのドーピング防止機関による、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。但し、その認定がWADA規程及びJADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

(当協会が課す制裁措置)

第7条 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、当協会理事会の決定に従い、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、当協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、当協会で役職に就く資格を失う。

- 2 制裁措置の期間は、WADA規程及びJADA規程の各第10条及び第11条に従って決定される。
- 3 当協会は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

(懲戒措置手続)

第8条 ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA規程及びJADA規程に準拠して判断され、WADA規程及びJADA規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

(通知)

第9条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、当協会は課せられた制裁措置の詳細を以下の宛先に送付する。

- 1) 国際ろう者スポーツ委員会および一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会
- 2) WADA規程第14.1項及びJADA規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- 3) 当該人の国際競技連盟
- 4) WADA及びJADA
- 5) 当協会が通知を必要と考えるその他の人

(不服申立て)

第10条 不服申立てについては、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

(ドーピング防止規則違反の審査)

第11条 ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、当協会はドーピング防止規則違反及びそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

(解釈)

第12条 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。

■ 「ドーピング防止規則違反」とは、WADA規程及びJADA規程の各第2条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。

■ 「競技者」とは、WADA規程及びJADA規程に定義されているとおりの意味を有する。

2 本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA規程及びJADA規程で付与された意味を表すものとする。

附則 この規程は平成28年4月1日より施行する。